

糸満市水道事業

令和8年度 水質検査計画



目次

1. はじめに
2. 基本方針
3. 水道事業の概要
4. 水道の原水及び水道水の状況
5. 水質検査場所
6. 水質検査項目及び検査頻度
7. 水質検査方法
8. 臨時の水質検査
9. 水質検査の公表
10. 水質検査の精度と信頼性保証
11. 関係者との連携

- 資料
- ① 糸満市全図（糸満市配水系統図）
 - ② 別表1（水道水の状況）
 - ③ 別表2（水質検査項目と検査頻度）
 - ④ 別表3（水質基準検査項目）
 - ⑤ 別表4（水質検査4項目）
 - ⑥ 別表5（水質管理目標設定項目）
 - ⑦ 別表6（水質管理目標設定項目の検査方法）

1. はじめに

- 1) 水質検査計画とは、平成16年4月1日改正の水道法施行規則により、水道事業者は原水から給水栓に至るまでの水質の状況、過去の水質検査結果及び水質管理上留意すべき事項などを総合的に検討し、自らの判断により水質検査等の内容を定めた水質検査計画を策定し、水道の需要者に対して情報を提供するとされている。
- 2) 水質検査計画は、毎事業年度開始前に策定することとされており、次年度以降も水質状況等の変化に応じて、また、利用者の意見を聞き、見直しを行うなど、より一層安全で安定した水質管理を行っていきます。

2. 基本方針

- 1) 水質基準に適合した安全な水道水を給水するために、浄水の状況を踏まえて水質検査項目等を定めた水質検査計画を策定する。
- 2) 検査地点については、水質基準が適用される給水系統末端の蛇口とする。
- 3) 検査項目については、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目等、また検査計画に位置付けることが望ましいとされている水質管理目標設定項目、及び水道水がより安全で良質であることを確認するために本市が必要とする水質項目とする。
- 4) 検査頻度については：
 - (1) 水道法施行規則第15条第1項の第1号に基づく「毎日検査」を蛇口において行う。
 - (2) 同上規則第1項の第2号に基づく「毎月検査」を蛇口において行う。
 - (3) 給水末端の蛇口の水が良好で水質基準を満足していることから、3年に1回以上行えばよいとされる検査の頻度を緩和することが可能な検査項目についても、水質の安全性を確認するために、検査頻度を減らさずに全項目検査を年1回行う。

3. 水道事業の概要

- 1) 本市は沖縄本島の最南端、北緯26度8分・東経127度40分にあつて、那覇市から南へ12kmのところの位置しており、沖縄本島の最南端の市となっています。面積は46.63km²であり、北に豊見城市、東に八重瀬町にそれぞれ接しています。沖縄本島の南部は、島尻層群を基盤岩とし、その上部を琉球石灰岩が覆う地形構造となっており、本市も主にこの両地質で構成されています。水源地をもたない本市は、沖縄県企業局が浄水した水を配水池等で受水し、自然的、社会的条件に見合った配水管により管網を形成し、水道水を供給しています。

2) 令和6年度における給水状況は次表のとおりである。

項 目	内 容
給水区域	市内全域
給水人口 (人)	61,898
普及率 (%)	100
給水戸数 (戸)	28,754
水源種別	浄水受水
年間総配水量 (m ³)	7,055,710
一日平均配水量 (m ³)	19,331
1人1日平均配水量 (L)	312

※令和6年度水道事業統計年報より

4. 水道の原水及び水道水の状況

1) 原水の状況について

沖縄県企業局の浄水場（石川浄水場系と西原浄水場系の2系統）から浄水を受水し、配水池やポンプ場を経由して水道水を供給しています。水源の状況、原水の水質、浄水施設及び水質検査については、沖縄県企業局ホームページからご覧いただけます。

沖縄県企業局 HP (<http://www.eb.pref.okinawa.jp>)

2) 水道水の状況 (別表1)

(1) 水道水については、これまでの検査結果から基準値を下回っており、安全で良質な水である。

(2) 水質に関する疑義については、原因特定に努め、赤水対策や経年管の更新を適宜実施し安全で良質な水道水の管理に努めます。

5. 水質検査場所

1) 給水末端の蛇口について

水道法に基づく水質基準項目等に適した水道水を確認するため、配水池系統毎に市内8カ所を設定し検査を行う。毎日検査においても同様とする。

6. 水質検査項目と検査頻度

1) 水質基準が適用される、蛇口（給水末端）における水質検査項目と検査頻度 (別表2)

(1) 水質検査項目

法令に基づく水質検査表 (別表3) において水質基準項目 (52項目) の検査を行う。

また、法令に基づく水質検査4項目 (別表4) について毎日検査を行う。

(2) 検査頻度

① 毎日検査：法令に基づく水質検査の色、濁り、消毒の残留効果の検査については、1日1回行う。

② 毎月検査：法令に基づく水質検査 (別表2) の項目の中から No 1~2、39、47~52 までの9項目については毎月検査を行う。

③ 年4回検査：法令に基づく水質検査 (別表2) の項目の中から No 10、22~32 (12項目) は消毒剤および消毒副生成物として、No 34、41 については性状確認のため、No 9 については平成26年度新規追加項目のため (3年間は基準頻度で検査を行い、その結果を以て頻度の検討を行う)、年4回行う。

- ④ 年1回検査：法令に基づく水質検査（別表2）のうち、No 3～8、11～21、33、35～38、40～44 についてはその濃度が基準値の1/10以下の場合には3年に1回、（1/5以下の場合には1年に1回）まで検査頻度を緩和できるとされているが、水質が安定して良好であることを確認するため、検査頻度を減らさずに年1回全項目検査（52項目）を行う。

2) 本市が水質管理上必要とする水質検査項目と検査頻度

別表5の水質管理目標設定項目（27項目）のうち、浄水の検査項目の設定については、厚生労働省健康局水道課長通知の第3「水質管理目標設定項目に係る留意事項について」（平成15年10月10日付）を参考にして、12項目を年1回行う。また、従属栄養細菌については、浄水処理過程や消毒過程での細菌の挙動の評価、配水系における塩素の消失や水の滞留の状況の評価に活用するため、一般細菌と併せて年4回の検査を行う。検査方法については、別表6に示す。

7. 水質検査方法

- 1) 法令に基づく毎日検査については、委託検査とする。
- 2) 水質基準項目等の検査については、厚生労働大臣登録機関への委託検査とする。
- 3) 水質基準項目等の検査方法については、国が定めた水道水の検査方法に基づいて行う。その他の検査方法は、上水試験方法（日本水道協会）等に基づいて行う。

8. 臨時の水質検査

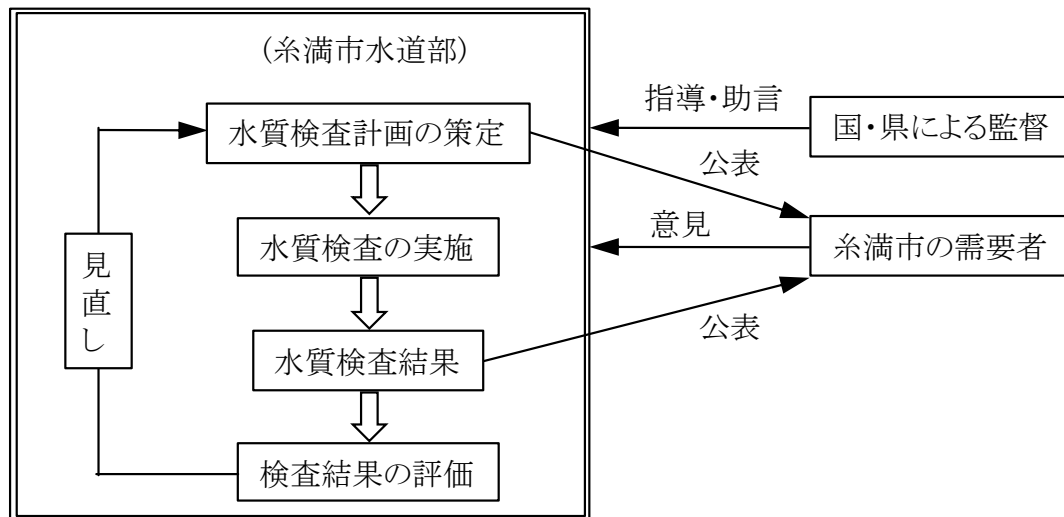
給水末端等で、次のような水質変化があり、水質基準値を超える恐れがある場合には、直ちに受水を停止して必要に応じて配水池及び蛇口などから採水して、臨時の水質検査を実施する。

- 1) 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど水質が著しく悪化したとき。
- 2) 臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき。
- 3) 沖縄県企業局の浄水課程において、水質に係る異常があった場合。

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し、蛇口の水の安全性が確認されるまで実施する。

9. 水質検査の公表

水質検査計画に基づいて行った水質検査の結果については、本市のホームページや広報誌等を利用して速やかに公表する。



水質検査計画の概念図

10. 水質検査の精度と信頼保証

水質検査の実施に当っては、その精度管理と信頼性の保証が重要であることから、本市としては次のことに留意して厚生労働大臣指定検査機関（登録機関）に委託することとしている。

- 1) 分析技術者や水道技術管理者等の人材が十分に確保されていること。
- 2) 高度の分析機器や精度の高い検査体制が整備されていること。
- 3) 品質保証や顧客サービスの向上に関する ISO の取得や特定計量証明事業者認定などを取得していること。
- 4) 毎年、国及び県等が実施する精度管理の評価試験において高い評価を得ていること。
- 5) その他、水質異常時に迅速な対応ができること。

11. 関係者との連携

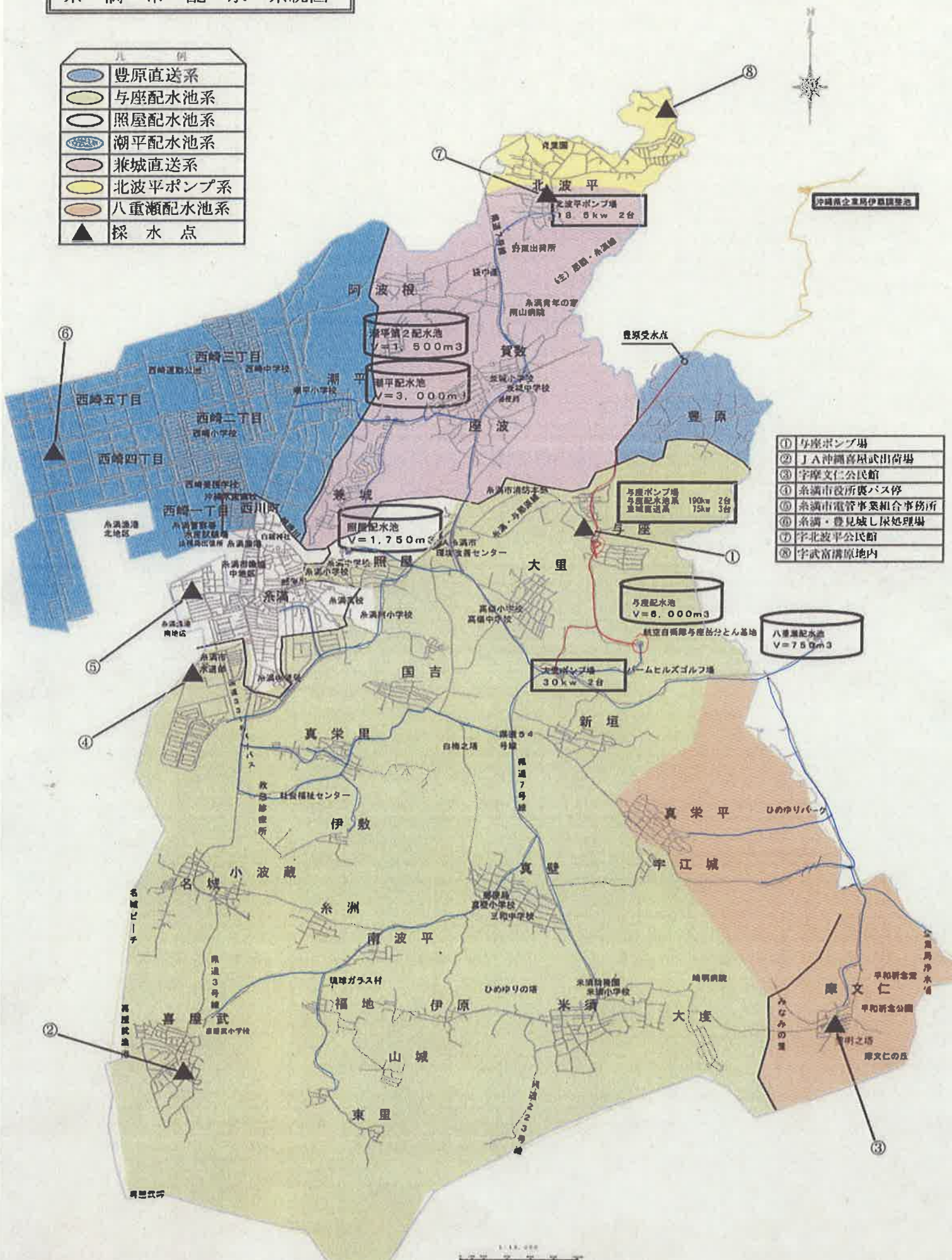
- 1) 水道水が原因で水質事故等が発生した場合には、関係課と連携して水質検査等を行い適切な措置を行う。
- 2) 配水池等で水質汚染事故等が発生した場合には、関係機関と連携して情報交換を図りながら現地調査を行い、安全で良質な水道水を供給するよう努める。

以上

問い合わせ先：糸満市水道部工務課水道係
住 所：糸満市潮崎1丁目1番地
電 話：098-995-2457
FAX：098-994-2988

糸満市配水系統図

凡 例	
	豊原直送系
	与座配水池系
	照屋配水池系
	潮平配水池系
	兼城直送系
	北波平ポンプ系
	八重瀬配水池系
	採水点



- | | |
|---|--------------|
| ① | 与座ポンプ場 |
| ② | J.A神國喜屋武出荷場 |
| ③ | 宇摩文仁公民館 |
| ④ | 糸満市役所裏バス停 |
| ⑤ | 糸満市電管事業組合事務所 |
| ⑥ | 糸満・豊見城し尿処理場 |
| ⑦ | 字北波平公民館 |
| ⑧ | 字武富溝原地内 |

別表1:浄水の水質状況

01-00020-0004 糸満市水道部 糸満市宇喜屋武地内JA沖縄喜屋武出荷場

番号	定期検査項目	基準値 (mg/L)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	過去3年 最大値	過去 最大値	基準値との比較						判定	
										1/10 以下	1/5 以下	1/2 以下	1/2 以上	7/10 以上	1以上		
基1	一般細菌	100	0	0	0	0	0	0	0	○	□						適合
基2	大腸菌	不検出	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性								適合
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	○	□						適合
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	○	□						適合
基5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□						適合
基6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□						適合
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□						適合
基8	六価クロム化合物	0.05	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○	□						適合
基9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○	□						適合
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□						適合
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.07	0.05	0.05	0.07	0.06	0.07	0.07	○	□						適合
基12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○	□						適合
基13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.017	0.010	0.010	0.020	0.020	0.020	0.020	○	□						適合
基14	四塩化炭素	0.002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□						適合
基15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0050	○	□						適合
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□						適合
基17	ジクロロメタン	0.02	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□						適合
基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□						適合
基19	トリクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□						適合
基20	ベンゼン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□						適合
基21	塩素酸	0.6	0.09	0.09	0.09	0.11	0.12	0.12	0.12		○	□					適合
基22	クロロ酢酸	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○	□						適合
基23	クロロホルム	0.06	0.0099	0.01	0.011	0.011	0.0076	0.011	0.011		○	□					適合
基24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.002	<0.020	0.003	0.002	0.002	0.003	<0.020	○	□						適合
基25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.017	0.012	0.014	0.013	0.017	0.017	0.017		○	□					適合
基26	臭素酸	0.01	<0.0018	<0.0005	0.0011	0.0006	0.0011	0.0011	<0.0018		○	□					適合
基27	総トリハロメタン	0.1	0.047	0.038	0.044	0.04	0.043	0.044	0.047			○	□				適合
基28	トリクロロ酢酸	0.03	<0.003	<0.003	0.004	0.002	<0.002	<0.004	<0.004	○	□						適合
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.015	0.013	0.015	0.013	0.013	0.015	0.015			○	□				適合
基30	ブロモホルム	0.09	0.0046	0.0032	0.0043	0.0046	0.0052	0.0052	0.0052	○	□						適合
基31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○	□						適合
基32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.005	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	○	□						適合
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.045	0.04	0.04	0.05	0.04	0.050	0.050			○	□				適合
基34	鉄及びその化合物	0.3	<0.01	<0.03	<0.03	0.05	<0.03	0.05	0.05	○	□						適合
基35	銅及びその化合物	1.0	<0.001	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	○	□						適合
基36	ナトリウム及びその化合物	200	15.2	15.4	15.4	12.9	14.5	15.4	15.4	○	□						適合
基37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.0010	<0.0050	<0.0050	<0.0050	<0.0050	<0.0050	<0.0050	○	□						適合
基38	塩化物イオン	200	24.5	20.1	21.2	22.0	26.9	26.9	26.9		○	□					適合
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	28.7	25	29	17	30	30.0	30.0	○	□						適合
基40	蒸発残留物	500	98	94	88	84	90	90.0	98.0		○	□					適合
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○	□						適合
基42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○	□						適合
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○	□						適合
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.002	<0.020	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.020	○	□						適合
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○	□						適合
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.9	0.9	0.9	1.0	0.9	1.0	1.0			○	□				適合
基47	pH値	5.8~8.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.5	7.6	7.6								適合
基48	味	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)								適合
基49	臭気	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)								適合
基50	色度	5	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	<0.5	0.6	0.6	○	□						適合
基51	濁度	2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	○	□						適合
毎1	色	異常でない	0.3	0.5	0.5	0.6	<0.5	0.6	0.6								適合
毎2	濁り	異常でない	0.04	0.1	0.1	<0.2	<0.2	0.1	0.1								適合
毎3	異臭味	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)								適合
毎4	消毒の残留塩素	0.1mg/L以上	0.64	0.47	0.44	0.58	0.54	0.58	0.64								適合

備考

- ①過去3年間とは令和5年度から令和7年度のごとで、基準値との比較は○印で示す。
- ②過去とは令和3年度から令和7年度のごとで、基準値との比較は□印で示す。
- ③基48、基本49の()及び最大値の数字は異常回数である。
- ④毎3については、年間の最小値である。過去3年最大値及び過去最大値の『最大値』を『最小値』と読み替える。

別表1:浄水の水質状況

01-00020-0044 糸満市水道部 糸満市宇武富溝原地内B氏宅給水栓

番号	定期検査項目	基準値 (mg/L)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	過去3年 最大値	過去 最大値	基準値との比較						判定	
										1/10 以下	1/5 以下	1/2 以下	1/2 以上	7/10 以上	1以上		
基1	一般細菌	100	0	0	0	0	0	0	0	○	□						適合
基2	大腸菌	不検出	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性								適合
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	○	□						適合
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	○	□						適合
基5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□						適合
基6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□						適合
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□						適合
基8	六価クロム化合物	0.05	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○	□						適合
基9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○	□						適合
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□						適合
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.07	0.05	0.05	0.07	0.07	0.07	0.07	○	□						適合
基12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○	□						適合
基13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.016	0.010	0.010	0.010	0.020	0.020	0.020	○	□						適合
基14	四塩化炭素	0.002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□						適合
基15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○	□						適合
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□						適合
基17	ジクロロメタン	0.02	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□						適合
基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□						適合
基19	トリクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□						適合
基20	ベンゼン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□						適合
基21	塩素酸	0.6	0.1	0.09	0.09	0.11	0.13	0.13	0.13		○	□					適合
基22	クロロ酢酸	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○	□						適合
基23	クロロホルム	0.06	0.0078	0.011	0.01	0.012	0.0075	0.012	0.012		○	□					適合
基24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.0020	<0.0030	0.004	0.004	0.002	0.004	0.004		○	□					適合
基25	ジブromクロロメタン	0.1	0.015	0.013	0.013	0.014	0.017	0.017	0.017		○	□					適合
基26	臭素酸	0.01	0.0017	0.0005	0.001	0.0006	0.0012	0.0012	0.0017		○	□					適合
基27	総トリハロメタン	0.1	0.04	0.041	0.042	0.043	0.042	0.043	0.043			○	□				適合
基28	トリクロロ酢酸	0.03	0.003	0.004	0.004	0.003	<0.002	0.004	0.004	○	□						適合
基29	ブromジクロロメタン	0.03	0.012	0.013	0.014	0.013	0.013	0.014	0.014			○	□				適合
基30	ブromホルム	0.09	0.0045	0.0036	0.0041	0.0046	0.0054	0.0054	0.0054	○	□						適合
基31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○	□						適合
基32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.005	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	○	□						適合
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.046	0.04	0.04	0.05	0.04	0.050	0.050			○	□				適合
基34	鉄及びその化合物	0.3	<0.01	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	○	□						適合
基35	銅及びその化合物	1.0	<0.001	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	○	□						適合
基36	ナトリウム及びその化合物	200	15.4	16	14.5	13	14.3	14.5	16.0	○	□						適合
基37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.0010	<0.0050	<0.0050	<0.0050	<0.0050	<0.005	<0.005	○	□						適合
基38	塩化物イオン	200	24.2	20.1	20.8	23.7	25.2	25.2	25.2		○	□					適合
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	29	27	28	20	30	30.0	30.0	○	□						適合
基40	蒸発残留物	500	97	92	89	85	91	91.0	97.0		○	□					適合
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○	□						適合
基42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○	□						適合
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○	□						適合
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○	□						適合
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○	□						適合
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0			○	□				適合
基47	pH値	5.8~8.6	7.6	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7								適合
基48	味	異常でない	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)								適合
基49	臭気	異常でない	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)								適合
基50	色度	5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	○	□						適合
基51	濁度	2	<0.1	<0.1	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	○	□						適合
毎1	色	異常でない	0.7	0.5	0.5	<0.5	<0.5	0.5	0.7								適合
毎2	濁り	異常でない	0.31	0.1	0.1	<0.2	<0.2	0.1	0.31								適合
毎3	臭異味	異常でない	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)								適合
毎4	消毒の残留塩素	0.1mg/L以上	0.03	0.48	0.5	0.56	0.56	0.56	0.03								適合

備考

- ①過去3年間とは令和5年度から令和7年度のごとで、基準値との比較は○印で示す。
- ②過去とは令和3年度から令和7年度のごとで、基準値との比較は□印で示す。
- ③基48、基本49の()及び最大値の数字は異常回数である。
- ④毎3については、年間の最小値である。過去3年最大値及び過去最大値の「最大値」を「最小値」と読み替える。

別表1:浄水の水質状況

01-00020-0045 糸満市水道部 糸満市西崎町内糸満・豊見城し尿処理場給水栓

番号	定期検査項目	基準値 (mg/L)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	過去3年 最大値	過去 最大値	基準値との比較						判定	
										1/10 以下	1/5 以下	1/2 以下	1/2 以上	7/10 以上	1以上		
基1	一般細菌	100	0	0	0	0	0	0	0	○	□						適合
基2	大腸菌	不検出	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性								適合
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	○	□						適合
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	○	□						適合
基5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□						適合
基6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002			○	□				適合
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□						適合
基8	六価クロム化合物	0.05	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○	□						適合
基9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○	□						適合
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□						適合
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.07	0.05	0.06	0.08	0.07	0.08	0.08	○	□						適合
基12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○	□						適合
基13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.016	0.010	0.010	0.010	0.020	0.020	0.020	○	□						適合
基14	四塩化炭素	0.002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.0001	○	□						適合
基15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○	□						適合
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□						適合
基17	ジクロロメタン	0.02	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□						適合
基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□						適合
基19	トリクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□						適合
基20	ベンゼン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□						適合
基21	塩素酸	0.6	0.11	0.09	0.1	0.11	0.13	0.13	0.13			○	□				適合
基22	クロロ酢酸	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○	□						適合
基23	クロホルム	0.06	0.013	0.01	0.011	0.011	0.0091	0.011	0.013			○		□			適合
基24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.0020	<0.0020	0.003	0.004	0.003	0.004	0.004	○	□						適合
基25	ジブromクロロメタン	0.1	0.019	0.013	0.014	0.014	0.017	0.017	0.019			○	□				適合
基26	臭素酸	0.01	0.0019	0.0005	0.001	0.0006	0.0011	0.0011	0.0019			○	□				適合
基27	総トリハロメタン	0.1	0.054	0.041	0.044	0.041	0.044	0.044	0.054			○		□			適合
基28	トリクロロ酢酸	0.03	0.003	0.004	0.004	0.003	0.002	0.004	0.004			○	□				適合
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.011	0.013	0.015	0.013	0.014	0.015	0.015			○		□			適合
基30	ブromホルム	0.09	0.0041	0.0037	0.0044	0.0046	0.0054	0.0054	0.0054	○	□						適合
基31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○	□						適合
基32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.005	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	○	□						適合
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.047	0.04	0.05	0.05	0.04	0.050	0.050			○		□			適合
基34	鉄及びその化合物	0.3	<0.01	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	○	□						適合
基35	銅及びその化合物	1.0	<0.001	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	○	□						適合
基36	ナトリウム及びその化合物	200	15.5	15.2	14.6	13.1	14.2	14.6	15.5	○	□						適合
基37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○	□						適合
基38	塩化物イオン	200	24.9	20.8	21.3	23.7	26	26.0	26.0			○	□				適合
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	28.4	25	28	20	29	29.0	29.0	○	□						適合
基40	蒸発残留物	500	97	91	89	82	89	89.0	97.0			○	□				適合
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○	□						適合
基42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○	□						適合
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○	□						適合
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○	□						適合
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○	□						適合
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.9	0.9	0.9	1	0.9	1.0	1.0			○	□				適合
基47	pH値	5.8~8.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6								適合
基48	味	異常でない	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)								適合
基49	臭気	異常でない	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)								適合
基50	色度	5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	○	□						適合
基51	濁度	2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	○	□						適合
毎1	色	異常でない	0.61	0.5	0.5	<0.5	<0.5	0.5	0.61								適合
毎2	濁り	異常でない	0.07	0.1	0.1	<0.2	<0.2	0.1	0.1								適合
毎3	異臭味	異常でない	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)								適合
毎4	消毒の残留塩素	0.1mg/L以上	0.65	0.48	0.48	0.64	0.56	0.64	0.65								適合

備考

- ①過去3年間とは令和5年度から令和7年度のごとで、基準値との比較は○印で示す。
- ②過去とは令和3年度から令和7年度のごとで、基準値との比較は□印で示す。
- ③基48、基本49の()及び最大値の数字は異常回数である。
- ④毎3については、年間の最小値である。過去3年最大値及び過去最大値の「最大値」を「最小値」と読み替える。

別表1:浄水の水質状況

01-00020-0048 系満市水道部 沖縄県企業局給水点系満市水道部与座ポンプ場

番号	定期検査項目	基準値 (mg/L)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	過去3年 最大値	過去 最大値	基準値との比較						判定	
										1/10 以下	1/5 以下	1/2 以下	1/2 以上	7/10 以上	1以上		
基1	一般細菌	100	0	0	0	0	0	0	0	○	□						適合
基2	大腸菌	不検出	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性								適合
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	○	□						適合
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	○	□						適合
基5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□						適合
基6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□						適合
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□						適合
基8	六価クロム化合物	0.05	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○	□						適合
基9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○	□						適合
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□						適合
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.07	0.05	0.05	0.07	0.06	0.07	0.07	○	□						適合
基12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○	□						適合
基13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.017	0.010	0.010	0.010	0.020	0.020	0.020	○	□						適合
基14	四塩化炭素	0.002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.0001	○	□						適合
基15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.0050	<0.0050	<0.0050	<0.0050	<0.0050	<0.0050	<0.0050	○	□						適合
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□						適合
基17	ジクロロメタン	0.02	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□						適合
基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□						適合
基19	トリクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□						適合
基20	ベンゼン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□						適合
基21	塩素酸	0.6	0.09	0.09	0.09	0.11	0.12	0.12	0.12		○	□					適合
基22	クロロ酢酸	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○	□						適合
基23	クロロホルム	0.06	0.0074	0.0089	0.0086	0.0087	0.0054	0.0087	0.0089		○	□					適合
基24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.002	<0.0020	0.003	0.003	0.002	0.003	0.003	○	□						適合
基25	ジブromクロロメタン	0.1	0.013	0.012	0.013	0.012	0.015	0.015	0.015		○	□					適合
基26	臭素酸	0.01	0.0015	0.0005	0.0011	0.0006	0.0011	0.0011	0.0015		○	□					適合
基27	総トリハロメタン	0.1	0.036	0.036	0.038	0.035	0.036	0.038	0.038			○	□				適合
基28	トリクロロ酢酸	0.03	0.003	0.003	0.003	0.002	<0.002	0.003	0.003	○	□						適合
基29	ブromジクロロメタン	0.03	0.011	0.012	0.013	0.011	0.011	0.013	0.013			○	□				適合
基30	ブromホルム	0.09	0.0041	0.0034	0.0042	0.0048	0.0048	0.0048	0.0048	○	□						適合
基31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○	□						適合
基32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.005	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	○	□						適合
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.047	0.04	0.04	0.05	0.05	0.050	0.050			○	□				適合
基34	鉄及びその化合物	0.3	0.01	0.03	<0.03	<0.03	<0.03	0.03	0.03	○	□						適合
基35	銅及びその化合物	1.0	<0.001	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	○	□						適合
基36	ナトリウム及びその化合物	200	15.5	15.6	14.6	13.2	13.9	14.6	15.6	○	□						適合
基37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.0010	<0.0050	<0.0050	<0.0050	<0.0050	<0.0050	<0.0050	○	□						適合
基38	塩化物イオン	200	24.9	20.2	21.2	23.6	25.8	25.8	25.8		○	□					適合
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	28.4	25	27	20	28	28.0	28.4	○	□						適合
基40	蒸発残留物	500	97	89	89	82	88	89.0	97.0		○	□					適合
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○	□						適合
基42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○	□						適合
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○	□						適合
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○	□						適合
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○	□						適合
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.9	1	0.9	1	0.9	1.0	1.0			○	□				適合
基47	pH値	5.8~8.6	7.6	7.5	7.6	7.5	7.6	7.6	7.6								適合
基48	味	異常でない	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)								適合
基49	臭気	異常でない	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)								適合
基50	色度	5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	○	□						適合
基51	濁度	2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	○	□						適合
毎1	色	異常でない	0.28	0.5	0.5	<0.5	<0.5	0.5	0.5								適合
毎2	濁り	異常でない	0.02	0.1	0.1	<0.2	<0.2	0.1	0.1								適合
毎3	異臭味	異常でない	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)								適合
毎4	消毒の残留塩素	0.1mg/L以上	0.87	0.64	0.6	0.74	0.7	0.74	0.87								適合

備考

- ①過去3年間とは令和5年度から令和7年度のごとで、基準値との比較は○印で示す。
- ②過去とは令和3年度から令和7年度のごとで、基準値との比較は□印で示す。
- ③基48、基本49の()及び最大値の数字は異常回数である。
- ④毎3については、年間の最小値である。過去3年最大値及び過去最大値の「最大値」を「最小値」と読み替える。

別表1:浄水の水質状況

01-00020-0049 糸満市水道部 糸満市宇北波平地内北波平公民館給水栓

番号	定期検査項目	基準値 (mg/L)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	過去3年 最大値	過去 最大値	基準値との比較						判定	
										1/10 以下	1/5 以下	1/2 以下	1/2 以上	7/10 以上	1以上		
基1	一般細菌	100	0	0	0	0	0	0	0	○	□						適合
基2	大腸菌	不検出	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性								適合
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	○	□						適合
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.0001	○	□						適合
基5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□						適合
基6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□						適合
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□						適合
基8	六価クロム化合物	0.05	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○	□						適合
基9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○	□						適合
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□						適合
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.07	0.05	0.05	0.08	0.06	0.08	0.08	○	□						適合
基12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.050	○	□						適合
基13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.016	0.010	0.010	0.010	0.020	0.02	0.02	○	□						適合
基14	四塩化炭素	0.002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□						適合
基15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.0050	<0.0050	<0.0050	<0.0050	<0.0050	<0.0050	<0.005	○	□						適合
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□						適合
基17	ジクロロメタン	0.02	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□						適合
基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□						適合
基19	トリクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□						適合
基20	ベンゼン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□						適合
基21	塩素酸	0.6	0.09	0.09	0.1	0.11	0.12	0.12	0.12		○	□					適合
基22	クロロ酢酸	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○	□						適合
基23	クロロホルム	0.06	0.0078	0.0088	0.009	0.0089	0.006	0.009	0.009	○	□						適合
基24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.0020	<0.0020	0.003	0.003	0.002	0.003	0.003	○	□						適合
基25	ジブromクロロメタン	0.1	0.014	0.012	0.013	0.013	0.015	0.015	0.015		○	□					適合
基26	臭素酸	0.01	0.0015	0.0005	0.0011	0.0006	0.0011	0.0011	0.0015		○	□					適合
基27	総トリハロメタン	0.1	0.039	0.036	0.038	0.036	0.037	0.038	0.039			○	□				適合
基28	トリクロロ酢酸	0.03	0.002	0.003	0.003	0.002	<0.002	0.003	0.003	○	□						適合
基29	ブromジクロロメタン	0.03	0.013	0.012	0.013	0.011	0.011	0.013	0.013			○	□				適合
基30	ブromホルム	0.09	0.0041	0.0034	0.0041	0.0044	0.0050	0.005	0.005	○	□						適合
基31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○	□						適合
基32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.005	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	○	□						適合
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.045	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.045			○	□				適合
基34	鉄及びその化合物	0.3	<0.01	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	○	□						適合
基35	銅及びその化合物	1.0	<0.001	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	○	□						適合
基36	ナトリウム及びその化合物	200	15.2	15	14.1	13.2	14.0	14.1	15.2	○	□						適合
基37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.0010	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○	□						適合
基38	塩化物イオン	200	24.1	20.1	20.9	23.6	25.5	25.5	25.5		○	□					適合
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	28.1	25	26	20	28	28	28.1	○	□						適合
基40	蒸発残留物	500	95	90	89	82	89	89	95		○	□					適合
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○	□						適合
基42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○	□						適合
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○	□						適合
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○	□						適合
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○	□						適合
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.9	0.9	0.9	1	1	1	1			○	□				適合
基47	pH値	5.8~8.6	7.6	7.5	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6								適合
基48	味	異常でない	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)								適合
基49	臭気	異常でない	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)								適合
基50	色度	5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	○	□						適合
基51	濁度	2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	○	□						適合
毎1	色	異常でない	0.35	0.50	0.50	<0.5	<0.5	0.50	0.50								適合
毎2	濁り	異常でない	0.03	0.10	0.10	<0.2	<0.2	0.10	0.10								適合
毎3	臭異味	異常でない	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)								適合
毎4	消毒の残留塩素	0.1mg/L以上	0.74	0.61	0.00	0.74	0.74	0.74	0.74								適合

備考

- ①過去3年間とは令和5年度から令和7年度のごとで、基準値との比較は○印で示す。
- ②過去とは令和3年度から令和7年度のごとで、基準値との比較は□印で示す。
- ③基48、基本49の()及び最大値の数字は異常回数である。
- ④毎3については、年間の最小値である。過去3年最大値及び過去最大値の「最大値」を「最小値」と読み替える。

別表1:浄水の水質状況

01-00020-0054 糸満市水道部 糸満市宇糸満地内糸満市電管事業組合事務所給水栓

番号	定期検査項目	基準値 (mg/L)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	過去3年 最大値	過去 最大値	基準値との比較						判定	
										1/10 以下	1/5 以下	1/2 以下	1/2 以上	7/10 以上	1以上		
基1	一般細菌	100	0	0	0	0	0	0	0	○	□						適合
基2	大腸菌	不検出	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性								適合
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	○	□						適合
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	○	□						適合
基5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□						適合
基6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□						適合
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□						適合
基8	六価クロム化合物	0.05	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○	□						適合
基9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○	□						適合
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□						適合
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.07	0.05	0.05	0.07	0.07	0.07	0.07	○	□						適合
基12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○	□						適合
基13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.017	0.010	0.010	0.010	0.020	0.020	0.020	○	□						適合
基14	四塩化炭素	0.002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.0001	○	□						適合
基15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.0050	<0.0050	<0.0050	<0.0050	<0.0050	<0.0050	<0.0050	○	□						適合
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□						適合
基17	ジクロロメタン	0.02	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□						適合
基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□						適合
基19	トリクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□						適合
基20	ベンゼン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○	□						適合
基21	塩素酸	0.6	0.09	0.09	0.1	0.11	0.12	0.12	0.12		○	□					適合
基22	クロロ酢酸	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○	□						適合
基23	クロロホルム	0.06	0.0082	0.01	0.011	0.011	0.0066	0.011	0.011	○	□						適合
基24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.0020	<0.0020	0.002	0.003	0.002	0.003	0.003	○	□						適合
基25	ジブromクロロメタン	0.1	0.015	0.013	0.014	0.014	0.016	0.016	0.016	○	□						適合
基26	臭素酸	0.01	0.0018	0.0005	0.0011	0.0006	0.0011	0.0011	0.0018		○	□					適合
基27	総トリハロメタン	0.1	0.041	0.04	0.043	0.041	0.039	0.043	0.043			○	□				適合
基28	トリクロロ酢酸	0.03	0.004	0.004	0.004	0.003	0.002	0.004	0.004		○	□					適合
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.013	0.013	0.014	0.013	0.012	0.014	0.014			○	□				適合
基30	ブロモホルム	0.09	0.0043	0.0036	0.0043	0.0044	0.0051	0.0051	0.0051	○	□						適合
基31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○	□						適合
基32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.005	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	○	□						適合
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.048	0.04	0.04	0.05	0.04	0.050	0.050			○	□				適合
基34	鉄及びその化合物	0.3	<0.010	<0.030	<0.030	<0.030	<0.030	<0.030	<0.030	○	□						適合
基35	銅及びその化合物	1.0	<0.001	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	○	□						適合
基36	ナトリウム及びその化合物	200	15.5	15.6	14.2	13.1	14.3	14.3	15.6	○	□						適合
基37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.0010	<0.0050	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○	□						適合
基38	塩化物イオン	200	24.1	20.1	20.8	23.6	25.9	25.9	25.9		○	□					適合
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	28.4	26	26	20	29	29.0	29.0	○	□						適合
基40	蒸発残留物	500	96	89	87	83	91	91	96		○	□					適合
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○	□						適合
基42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○	□						適合
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○	□						適合
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○	□						適合
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○	□						適合
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.9	0.9	0.9	1	0.9	1.0	1.0			○	□				適合
基47	pH値	5.8~8.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6								適合
基48	味	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)								適合
基49	臭気	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)								適合
基50	色度	5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	○	□						適合
基51	濁度	2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	○	□						適合
毎1	色	異常でない	0.23	0.5	0.5	<0.5	<0.5	0.50	0.50								適合
毎2	濁り	異常でない	0.04	0.1	0.1	<0.2	<0.2	0.10	0.10								適合
毎3	臭気味	異常でない	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)	異常なし (0)								適合
毎4	消毒の残留塩素	0.1mg/L以上	0.69	0.48	0.4	0.6	0.56	0.60	0.69								適合

備考

- ①過去3年間とは令和5年度から令和7年度のごとで、基準値との比較は○印で示す。
- ②過去とは令和3年度から令和7年度のごとで、基準値との比較は□印で示す。
- ③基48、基本49の()及び最大値の数字は異常回数である。
- ④毎3については、年間の最小値である。過去3年最大値及び過去最大値の「最大値」を「最小値」と読み替える。

別表2:検査頻度（水質検査結果における実施頻度の決定）01-00020-0004 糸満市水道部 糸満市宇喜屋武地内JA沖縄喜屋武出荷場

番号	定期検査項目	実施項目	基本検査頻度	実施検査頻度	省略可否	設定理由	
基1	一般細菌	○	1回/月	1回/月	×	省略不可項目	
基2	大腸菌	○	1回/月		×		
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため	
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月		○		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月		○		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月		○		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月		○		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	○			
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3月	×	基準値の1/10、1/5の判断ができないため基本頻度とする	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	1回/3月		×	省略不可項目	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/年	×	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため	
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月		○		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月		○		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月		○		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月		○		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月		○		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月		○		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月		○		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月		○		
基20	PFOS及びPFOA	○	1回/3月		×	過去3年の検査結果が基準値の1/5以下であるが、安全確認等のため	
基21	ベンゼン	○	1回/3月		○		
基22	塩素酸	○	1回/3月	1回/3月	×	省略不可項目	
基23	クロロ酢酸	○	1回/3月		×		
基24	クロロホルム	○	1回/3月		×		
基25	ジクロロ酢酸	○	1回/3月		×		
基26	ジブロモクロロメタン	○	1回/3月		×		
基27	臭素酸	○	1回/3月		×	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため、省略不可項目	
基28	総トリハロメタン	○	1回/3月		×	省略不可項目	
基29	トリクロロ酢酸	○	1回/3月		×		
基30	ブロモジクロロメタン	○	1回/3月		×		
基31	ブロモホルム	○	1回/3月		×		
基32	ホルムアルデヒド	○	1回/3月		×		
基33	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため	
基34	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	○	アルミニウム系凝集剤を使用しているため	
基35	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	○	過去3年の検査結果が基準値の1/5以下であるが、性状確認等のため	
基36	銅及びその化合物	○	1回/3月		○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため	
基37	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月		○		
基38	マンガン及びその化合物	○	1回/3月		○		
基39	塩化物イオン	○	1回/月	1回/月	×	省略不可項目	
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/年	○	過去3年の検査結果が基準値の1/5以下であるが、性状確認等のため	
基41	蒸発残留物	○	1回/3月		○	過去3年の検査結果が基準値の1/2以下であるが、性状確認等のため	
基42	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月		○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため	
基43	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上		○		
基44	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上		○		
基45	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	○	基準値の1/10、1/5の判断ができないため基本頻度とする	
基46	フェノール類	○	1回/3月		○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため	
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	1回/月	1回/月	×	省略不可項目	
基48	pH値	○	1回/月		×		
基49	味	○	1回/月		×		
基50	臭気	○	1回/月		×		
基51	色度	○	1回/月		×		
基52	濁度	○	1回/月		×		
毎1	色	○	1回/日		1回/日	×	省略不可項目
毎2	濁り	○	1回/日			×	
毎3	異臭味	○	1回/日	×			
毎4	消毒の残留塩素	○	1回/日	×			

別表2:検査頻度（水質検査結果における実施頻度の決定）01-00020-0044 糸満市水道部 糸満市宇武富溝原地内B氏宅給水栓

番号	定期検査項目	実施項目	基本検査頻度	実施検査頻度	省略可否	設定理由	
基1	一般細菌	○	1回/月	1回/月	×	省略不可項目	
基2	大腸菌	○	1回/月		×		
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため	
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月		○		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月		○		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月		○		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月		○		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	○			
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3月	×	基準値の1/10、1/5の判断ができないため基本頻度とする	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	1回/3月		×	省略不可項目	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/年	×	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため	
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月		○		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月		○		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月		○		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月		○		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月		○		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月		○		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月		○		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月		○		
基20	PFOS及びPFOA	○	1回/3月		×	過去3年の検査結果が基準値の1/5以下であるが、安全確認等のため	
基21	ベンゼン	○	1回/3月		○		
基22	塩素酸	○	1回/3月	1回/3月	×	省略不可項目	
基23	クロロ酢酸	○	1回/3月		×		
基24	クロロホルム	○	1回/3月		×		
基25	ジクロロ酢酸	○	1回/3月		×		
基26	ジブロモクロロメタン	○	1回/3月		×		
基27	臭素酸	○	1回/3月		×	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため、省略不可項目	
基28	総トリハロメタン	○	1回/3月		×	省略不可項目	
基29	トリクロロ酢酸	○	1回/3月		×		
基30	ブロモジクロロメタン	○	1回/3月		×		
基31	ブロモホルム	○	1回/3月		×		
基32	ホルムアルデヒド	○	1回/3月		×		
基33	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため	
基34	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	○	アルミニウム系凝集剤を使用しているため	
基35	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	○	過去3年の検査結果が基準値の1/5以下であるが、性状確認等のため	
基36	銅及びその化合物	○	1回/3月		○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため	
基37	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月		○		
基38	マンガン及びその化合物	○	1回/3月		○		
基39	塩化物イオン	○	1回/月	1回/月	×	省略不可項目	
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/年	○	過去3年の検査結果が基準値の1/5以下であるが、性状確認等のため	
基41	蒸発残留物	○	1回/3月		○	過去3年の検査結果が基準値の1/2以下であるが、性状確認等のため	
基42	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月		○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため	
基43	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上		○		
基44	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上		○		
基45	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	○	基準値の1/10、1/5の判断ができないため基本頻度とする	
基46	フェノール類	○	1回/3月		○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため	
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	1回/月	1回/月	×	省略不可項目	
基48	pH値	○	1回/月		×		
基49	味	○	1回/月		×		
基50	臭気	○	1回/月		×		
基51	色度	○	1回/月		×		
基52	濁度	○	1回/月		×		
毎1	色	○	1回/日		1回/日	×	省略不可項目
毎2	濁り	○	1回/日			×	
毎3	異臭味	○	1回/日	×			
毎4	消毒の残留塩素	○	1回/日	×			

別表2:検査頻度（水質検査結果における実施頻度の決定）01-00020-0045 糸満市水道部 糸満市西崎町内糸満・豊見城し尿処理場給水栓

番号	定期検査項目	実施項目	基本検査頻度	実施検査頻度	省略可否	設定理由	
基1	一般細菌	○	1回/月	1回/月	×	省略不可項目	
基2	大腸菌	○	1回/月		×		
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため	
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月		○		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月		○		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月		○		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月		○		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	○			
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3月	×	基準値の1/10、1/5の判断ができないため基本頻度とする	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	1回/3月		×	省略不可項目	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/年	×	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため	
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月		○		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月		○		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月		○		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月		○		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月		○		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月		○		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月		○		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月		○		
基20	PFOS及びPFOA	○	1回/3月		×	過去3年の検査結果が基準値の1/5以下であるが、安全確認等のため	
基21	ベンゼン	○	1回/3月		○		
基22	塩素酸	○	1回/3月	1回/3月	×	省略不可項目	
基23	クロロ酢酸	○	1回/3月		×		
基24	クロロホルム	○	1回/3月		×		
基25	ジクロロ酢酸	○	1回/3月		×		
基26	ジブロモクロロメタン	○	1回/3月		×		
基27	臭素酸	○	1回/3月		×	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため、省略不可項目	
基28	総トリハロメタン	○	1回/3月		×	省略不可項目	
基29	トリクロロ酢酸	○	1回/3月		×		
基30	ブロモジクロロメタン	○	1回/3月		×		
基31	ブロモホルム	○	1回/3月		×		
基32	ホルムアルデヒド	○	1回/3月		×		
基33	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため	
基34	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	○	アルミニウム系凝集剤を使用しているため	
基35	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	○	過去3年の検査結果が基準値の1/5以下であるが、性状確認等のため	
基36	銅及びその化合物	○	1回/3月		○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため	
基37	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月		○		
基38	マンガン及びその化合物	○	1回/3月		○		
基39	塩化物イオン	○	1回/月	1回/月	×	省略不可項目	
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/年	○	過去3年の検査結果が基準値の1/5以下であるが、性状確認等のため	
基41	蒸発残留物	○	1回/3月		○	過去3年の検査結果が基準値の1/2以下であるが、性状確認等のため	
基42	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月		○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため	
基43	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上		○		
基44	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上		○		
基45	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	○	基準値の1/10、1/5の判断ができないため基本頻度とする	
基46	フェノール類	○	1回/3月		○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため	
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	1回/月	1回/月	×	省略不可項目	
基48	pH値	○	1回/月		×		
基49	味	○	1回/月		×		
基50	臭気	○	1回/月		×		
基51	色度	○	1回/月		×		
基52	濁度	○	1回/月		×		
毎1	色	○	1回/日		1回/日	×	省略不可項目
毎2	濁り	○	1回/日			×	
毎3	異臭味	○	1回/日	×			
毎4	消毒の残留塩素	○	1回/日	×			

別表2: 検査頻度（水質検査結果における実施頻度の決定）01-00020-0048 糸満市水道部 沖縄県企業局給水点糸満市水道部与座ポンプ場

番号	定期検査項目	実施項目	基本検査頻度	実施検査頻度	省略可否	設定理由	
基1	一般細菌	○	1回/月	1回/月	×	省略不可項目	
基2	大腸菌	○	1回/月		×		
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため	
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月		○		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月		○		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月		○		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月		○		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	○			
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3月	×	基準値の1/10、1/5の判断ができないため基本頻度とする	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	1回/3月		×	省略不可項目	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/年	×	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため	
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月		○		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月		○		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月		○		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月		○		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月		○		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月		○		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月		○		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月		○		
基20	PFOS及びPFOA	○	1回/3月		×	過去3年の検査結果が基準値の1/5以下であるが、安全確認等のため	
基21	ベンゼン	○	1回/3月		○		
基22	塩素酸	○	1回/3月	1回/3月	×	省略不可項目	
基23	クロロ酢酸	○	1回/3月		×		
基24	クロロホルム	○	1回/3月		×		
基25	ジクロロ酢酸	○	1回/3月		×		
基26	ジブロモクロロメタン	○	1回/3月		×		
基27	臭素酸	○	1回/3月		×	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため、省略不可項目	
基28	総トリハロメタン	○	1回/3月		×	省略不可項目	
基29	トリクロロ酢酸	○	1回/3月		×		
基30	ブロモジクロロメタン	○	1回/3月		×		
基31	ブロモホルム	○	1回/3月		×		
基32	ホルムアルデヒド	○	1回/3月		×		
基33	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため	
基34	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	○	アルミニウム系凝集剤を使用しているため	
基35	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	○	過去3年の検査結果が基準値の1/5以下であるが、性状確認等のため	
基36	銅及びその化合物	○	1回/3月		○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため	
基37	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月		○		
基38	マンガン及びその化合物	○	1回/3月		○		
基39	塩化物イオン	○	1回/月	1回/月	×	省略不可項目	
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/年	○	過去3年の検査結果が基準値の1/5以下であるが、性状確認等のため	
基41	蒸発残留物	○	1回/3月		○	過去3年の検査結果が基準値の1/2以下であるが、性状確認等のため	
基42	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月		○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため	
基43	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上		○		
基44	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上		○		
基45	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	○	基準値の1/10、1/5の判断ができないため基本頻度とする	
基46	フェノール類	○	1回/3月		○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため	
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	1回/月	1回/月	×	省略不可項目	
基48	pH値	○	1回/月		×		
基49	味	○	1回/月		×		
基50	臭気	○	1回/月		×		
基51	色度	○	1回/月		×		
基52	濁度	○	1回/月		×		
毎1	色	○	1回/日		1回/日	×	省略不可項目
毎2	濁り	○	1回/日			×	
毎3	異臭味	○	1回/日	×			
毎4	消毒の残留塩素	○	1回/日	×			

別表2: 検査頻度 (水質検査結果における実施頻度の決定) 01-00020-0054 糸満市水道部 糸満市宇糸満地内糸満市電管事業組合事務所給水栓

番号	定期検査項目	実施項目	基本検査頻度	実施検査頻度	省略可否	設定理由	
基1	一般細菌	○	1回/月	1回/月	×	省略不可項目	
基2	大腸菌	○	1回/月		×		
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため	
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月		○		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月		○		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月		○		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月		○		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	○			
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3月	×	基準値の1/10、1/5の判断ができないため基本頻度とする	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	1回/3月		×	省略不可項目	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/年	×	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため	
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月		○		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月		○		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月		○		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月		○		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月		○		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月		○		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月		○		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月		○		
基20	PFOS及びPFOA	○	1回/3月		×	過去3年の検査結果が基準値の1/5以下であるが、安全確認等のため	
基21	ベンゼン	○	1回/3月		○		
基22	塩素酸	○	1回/3月		1回/3月	×	省略不可項目
基23	クロロ酢酸	○	1回/3月			×	
基24	クロロホルム	○	1回/3月	×			
基25	ジクロロ酢酸	○	1回/3月	×			
基26	ジブロモクロロメタン	○	1回/3月	×			
基27	臭素酸	○	1回/3月	×		次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため、省略不可項目	
基28	総トリハロメタン	○	1回/3月	×		省略不可項目	
基29	トリクロロ酢酸	○	1回/3月	×			
基30	ブロモジクロロメタン	○	1回/3月	×			
基31	ブロモホルム	○	1回/3月	×			
基32	ホルムアルデヒド	○	1回/3月	×			
基33	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため	
基34	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	○	アルミニウム系凝集剤を使用しているため	
基35	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	○	過去3年の検査結果が基準値の1/5以下であるが、性状確認等のため	
基36	銅及びその化合物	○	1回/3月		○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため	
基37	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月		○		
基38	マンガン及びその化合物	○	1回/3月		○		
基39	塩化物イオン	○	1回/月	1回/月	×	省略不可項目	
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/年	○	過去3年の検査結果が基準値の1/5以下であるが、性状確認等のため	
基41	蒸発残留物	○	1回/3月		○	過去3年の検査結果が基準値の1/2以下であるが、性状確認等のため	
基42	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月		○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため	
基43	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上		○		
基44	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	○			
基45	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	○	基準値の1/10、1/5の判断ができないため基本頻度とする	
基46	フェノール類	○	1回/3月		○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため	
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	1回/月	1回/月	×	省略不可項目	
基48	pH値	○	1回/月		×		
基49	味	○	1回/月		×		
基50	臭気	○	1回/月		×		
基51	色度	○	1回/月		×		
基52	濁度	○	1回/月		×		
毎1	色	○	1回/日		1回/日	×	省略不可項目
毎2	濁り	○	1回/日			×	
毎3	異臭味	○	1回/日	×			
毎4	消毒の残留塩素	○	1回/日	×			

別表2: 検査頻度 (水質検査結果における実施頻度の決定) 01-00020-0049 糸満市水道部 糸満市宇北波平地内北波平公民館給水栓

番号	定期検査項目	実施項目	基本検査頻度	実施検査頻度	省略可否	設定理由	
基1	一般細菌	○	1回/月	1回/月	×	省略不可項目	
基2	大腸菌	○	1回/月		×		
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため	
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月		○		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月		○		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月		○		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月		○		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	○			
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3月	×	基準値の1/10、1/5の判断ができないため基本頻度とする	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	1回/3月		×	省略不可項目	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/年	×	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため	
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月		○		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月		○		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月		○		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月		○		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月		○		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月		○		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月		○		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月		○		
基20	PFOS及びPFOA	○	1回/3月		×	過去3年の検査結果が基準値の1/5以下であるが、安全確認等のため	
基21	ベンゼン	○	1回/3月		○		
基22	塩素酸	○	1回/3月		1回/3月	×	省略不可項目
基23	クロロ酢酸	○	1回/3月			×	
基24	クロロホルム	○	1回/3月	×			
基25	ジクロロ酢酸	○	1回/3月	×			
基26	ジブロモクロロメタン	○	1回/3月	×			
基27	臭素酸	○	1回/3月	×		次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため、省略不可項目	
基28	総トリハロメタン	○	1回/3月	×		省略不可項目	
基29	トリクロロ酢酸	○	1回/3月	×			
基30	ブロモジクロロメタン	○	1回/3月	×			
基31	ブロモホルム	○	1回/3月	×			
基32	ホルムアルデヒド	○	1回/3月	×			
基33	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため
基34	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	○	アルミニウム系凝集剤を使用しているため	
基35	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	○	過去3年の検査結果が基準値の1/5以下であるが、性状確認等のため	
基36	銅及びその化合物	○	1回/3月		○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため	
基37	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月		○		
基38	マンガン及びその化合物	○	1回/3月		○		
基39	塩化物イオン	○	1回/月	1回/月	×	省略不可項目	
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/年	○	過去3年の検査結果が基準値の1/5以下であるが、性状確認等のため	
基41	蒸発残留物	○	1回/3月		○	過去3年の検査結果が基準値の1/2以下であるが、性状確認等のため	
基42	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月		○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため	
基43	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上		○		
基44	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上		○		
基45	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	○	基準値の1/10、1/5の判断ができないため基本頻度とする	
基46	フェノール類	○	1回/3月		○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため	
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	1回/月	1回/月	×	省略不可項目	
基48	pH値	○	1回/月		×		
基49	味	○	1回/月		×		
基50	臭気	○	1回/月		×		
基51	色度	○	1回/月		×		
基52	濁度	○	1回/月		×		
毎1	色	○	1回/日		1回/日	×	省略不可項目
毎2	濁り	○	1回/日			×	
毎3	異臭味	○	1回/日	×			
毎4	消毒の残留塩素	○	1回/日	×			

別表2: 検査頻度（水質検査結果における実施頻度の決定）01-00020-0058 糸満市水道部 糸満市潮崎町1丁目地内糸満市役所裏バス停給水栓

番号	定期検査項目	実施項目	基本検査頻度	実施検査頻度	省略可否	設定理由	
基1	一般細菌	○	1回/月	1回/月	×	省略不可項目	
基2	大腸菌	○	1回/月		×		
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため	
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月		○		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月		○		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月		○		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月		○		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	○			
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3月	×	基準値の1/10、1/5の判断ができないため基本頻度とする	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	1回/3月		×	省略不可項目	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/年	×	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため	
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月		○		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月		○		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月		○		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月		○		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月		○		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月		○		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月		○		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月		○		
基20	PFOS及びPFOA	○	1回/3月		×	過去3年の検査結果が基準値の1/5以下であるが、安全確認等のため	
基21	ベンゼン	○	1回/3月		○		
基22	塩素酸	○	1回/3月		1回/3月	×	省略不可項目
基23	クロロ酢酸	○	1回/3月	×			
基24	クロロホルム	○	1回/3月	×			
基25	ジクロロ酢酸	○	1回/3月	×			
基26	ジブロモクロロメタン	○	1回/3月	×			
基27	臭素酸	○	1回/3月	×		次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため、省略不可項目	
基28	総トリハロメタン	○	1回/3月	×		省略不可項目	
基29	トリクロロ酢酸	○	1回/3月	×			
基30	ブロモジクロロメタン	○	1回/3月	×			
基31	ブロモホルム	○	1回/3月	×			
基32	ホルムアルデヒド	○	1回/3月	×			
基33	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため
基34	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	○	アルミニウム系凝集剤を使用しているため	
基35	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	○	過去3年の検査結果が基準値の1/5以下であるが、性状確認等のため	
基36	銅及びその化合物	○	1回/3月		○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため	
基37	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月		○		
基38	マンガン及びその化合物	○	1回/3月		○		
基39	塩化物イオン	○	1回/月	1回/月	×	省略不可項目	
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/年	○	過去3年の検査結果が基準値の1/5以下であるが、性状確認等のため	
基41	蒸発残留物	○	1回/3月		○	過去3年の検査結果が基準値の1/2以下であるが、性状確認等のため	
基42	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月		○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため	
基43	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上		○		
基44	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	○			
基45	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	○	基準値の1/10、1/5の判断ができないため基本頻度とする	
基46	フェノール類	○	1回/3月		○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため	
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	1回/月	1回/月	×	省略不可項目	
基48	pH値	○	1回/月		×		
基49	味	○	1回/月		×		
基50	臭気	○	1回/月		×		
基51	色度	○	1回/月		×		
基52	濁度	○	1回/月		×		
毎1	色	○	1回/日		1回/日	×	省略不可項目
毎2	濁り	○	1回/日			×	
毎3	異臭味	○	1回/日	×			
毎4	消毒の残留塩素	○	1回/日	×			

別表2: 検査頻度 (水質検査結果における実施頻度の決定) 01-00020-0060 糸満市水道部 糸満市宇摩文仁地内摩文仁公民館給水栓

番号	定期検査項目	実施項目	基本検査頻度	実施検査頻度	省略可否	設定理由	
基1	一般細菌	○	1回/月	1回/月	×	省略不可項目	
基2	大腸菌	○	1回/月		×		
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため	
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月		○		
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月		○		
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月		○		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月		○		
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	○			
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3月	×	基準値の1/10、1/5の判断ができないため基本頻度とする	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	1回/3月		×	省略不可項目	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/年	×	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、安全確認等のため	
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月		○		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月		○		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月		○		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月		○		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月		○		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月		○		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月		○		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月		○		
基20	PFOS及びPFOA	○	1回/3月		×	過去3年の検査結果が基準値の1/5以下であるが、安全確認等のため	
基21	ベンゼン	○	1回/3月		○		
基22	塩素酸	○	1回/3月		1回/3月	×	省略不可項目
基23	クロロ酢酸	○	1回/3月	×			
基24	クロロホルム	○	1回/3月	×			
基25	ジクロロ酢酸	○	1回/3月	×			
基26	ジブロモクロロメタン	○	1回/3月	×			
基27	臭素酸	○	1回/3月	×		次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため、省略不可項目	
基28	総トリハロメタン	○	1回/3月	×		省略不可項目	
基29	トリクロロ酢酸	○	1回/3月	×			
基30	ブロモジクロロメタン	○	1回/3月	×			
基31	ブロモホルム	○	1回/3月	×			
基32	ホルムアルデヒド	○	1回/3月	×			
基33	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年		○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため
基34	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	○	アルミニウム系凝集剤を使用しているため	
基35	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	○	過去3年の検査結果が基準値の1/5以下であるが、性状確認等のため	
基36	銅及びその化合物	○	1回/3月		○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため	
基37	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月		○		
基38	マンガン及びその化合物	○	1回/3月		○		
基39	塩化物イオン	○	1回/月	1回/月	×	省略不可項目	
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/年	○	過去3年の検査結果が基準値の1/5以下であるが、性状確認等のため	
基41	蒸発残留物	○	1回/3月		○	過去3年の検査結果が基準値の1/2以下であるが、性状確認等のため	
基42	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月		○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため	
基43	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上		○		
基44	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上		○		
基45	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	○	基準値の1/10、1/5の判断ができないため基本頻度とする	
基46	フェノール類	○	1回/3月		○	過去3年の検査結果が基準値の1/10以下であるが、性状確認等のため	
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	1回/月	1回/月	×	省略不可項目	
基48	pH値	○	1回/月		×		
基49	味	○	1回/月		×		
基50	臭気	○	1回/月		×		
基51	色度	○	1回/月		×		
基52	濁度	○	1回/月		×		
毎1	色	○	1回/日		1回/日	×	省略不可項目
毎2	濁り	○	1回/日			×	
毎3	異臭味	○	1回/日	×			
毎4	消毒の残留塩素	○	1回/日	×			

別表3: 基準項目(52項目)

	項目名	水質基準値	検査方法
1	一般細菌	100個/ml以下	標準寒天培地法
2	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	還元気化-原子吸光光度法
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	イオンクロマトグラフ-ホストカラム吸光光度法
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	パーティトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	パーティトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	パーティトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	パーティトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	パーティトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	パーティトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
20	PFOS及びPFOA	0.00005mg/l以下	固相抽出-液体クロマトグラフ-質量分析法
21	ベンゼン	0.01mg/l以下	パーティトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
22	塩素酸	0.6 mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
23	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
24	クロロホルム	0.06mg/l以下	パーティトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
26	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	パーティトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
27	臭素酸	0.01mg/l以下	液体クロマトグラフ-質量分析計
28	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	パーティトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
30	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	パーティトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
31	ブromホルム	0.09mg/l以下	パーティトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	誘導体化-高速液体クロマトグラフ法
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
35	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
36	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陽イオン)による一斉分析法
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
39	塩化物イオン	200mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陽イオン)による一斉分析法
41	蒸発残留物	500mg/l以下	重量法
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	固相抽出-高速液体クロマトグラフ法、
43	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	パーティトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析法
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	パーティトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析法
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	固相抽出-高速液体クロマトグラフ法
46	フェノール類	0.005mg/l以下	固相抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析法
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	全有機炭素計測定法
48	pH値	5.8以上8.6以下	ガラス電極法
49	味	異常でないこと	官能法
50	臭気	異常でないこと	官能法
51	色度	5度以下	透過光測定法
52	濁度	2度以下	積分球式光電光度法

別表4:法令に基づく毎日検査

1. 検査場所 : 蛇口(各浄水場末端給水栓)8ヶ所
2. 検査項目 : 4項目
3. 検査頻度 : 1日1回

	検査項目	評価	検査計画頻度
1	色	異常なし	365日/年
2	濁り	異常なし	365日/年
3	異臭味	異常なし	365日/年
4	消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1mg/L以上	365日/年

別表5:水質管理目標設定項目

	水質管理目標設定項目	目標値mg/L 以下	浄水項目	備考
1	アンチモン及びその化合物	0.02	○	
2	ウラン及びその化合物	0.002 *	○	
3	ニッケル及びその化合物	0.02	○	資機材、薬品の観点から
4	亜硝酸態窒素	0.05 *	—	基準項目検査と重複する
5	1,2-ジクロロエタン	0.004	—	
6	削除	削除	—	
7	削除	削除	—	
8	トルエン	0.4	—	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	○	
10	亜塩素酸	0.6	—	塩素剤として使用していない
11	削除	削除	—	
12	二酸化塩素	0.6	—	塩素剤として使用していない
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 *	○	消毒副生成物等の観点から
14	抱水クロラール	0.02 *	○	消毒副生成物等の観点から
15	農薬類	* *	—	農薬類等の使用が無いため省略
16	残留塩素	1	—	毎日検査と重複する
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10-100	—	基準項目検査と重複する
18	マンガン及びその化合物	0.01	—	基準項目検査と重複する
19	遊離炭酸	20	○	
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	○	
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02	—	
22	有機物(KMnO ₄ 消費量)	3	○	TOCとの相関の把握のため
23	臭気強度(TON)	3	○	消毒副生成物等の観点から
24	蒸発残留物	30-200	—	基準項目検査と重複する
25	濁度	1度	—	基準項目検査と重複する
26	pH値	7.5程度	—	基準項目検査と重複する
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0	○	
28	従属栄養細菌	2000個/ml 以下 *	○	検査頻度 年4回
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1	—	
30	アルミニウム	0.1	—	基準項目検査と重複する
31	PFO及びPFOA	0.00005mg/L 以下 *	—	基準項目検査と重複する
	検査項目合計		12	検査頻度 年1回(従属栄養細菌のみ年4回)
	検査ヶ所		8	

* : 暫定値

* * : 各農薬の検出値と目標値との比の総和で1以下(単位なし)

○ : 検査対象項目

— : 検査対象から除く

別表6:水質管理目標設定項目

	項目	目標値	検査方法
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/l以下	誘導結合プラズマ-質量分析計による一斉分析法
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/l以下(暫定)	誘導結合プラズマ-質量分析計による一斉分析法
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/l以下	誘導結合プラズマ-質量分析計による一斉分析法
4	削除	削除	削除
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
6	削除	削除	削除
7	削除	削除	削除
8	トルエン	0.4mg/l以下	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/l以下	溶媒抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法
10	亜塩素酸	0.6mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン)法
11	削除	削除	削除
12	二酸化塩素	0.6mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン)法による一斉分析法
13	ジクロロアセトリル	0.01mg/l以下(暫定)	溶媒抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
14	抱水クロール	0.02mg/l以下(暫定)	溶媒抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	農薬ごとに定められた方法による
16	残留塩素	1mg/l以下	ジエチル-p-フェニレンジアミン法
17	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	10mg/l以上100mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陽イオン)による一斉分析法
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/l以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
19	遊離炭酸	20mg/l以下	滴定法
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/l以下	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/l以下	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/l以下	滴定法
23	臭気強度(TON)	3以下	官能法
24	蒸発残留物	30mg/l以上200mg/l以下	重量法
25	濁度	1度以下	積分球式光電光度法
26	pH値	7.5程度	ガラス電極法
27	ランゲリア指数(腐食性)	-1程度以上とし、極力0に近づける	計算法
28	従属栄養細菌	2000個/ml以下(暫定)	R2A寒天培地法
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/l以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
31	削除	削除	削除